

動物福祉と供養の倫理

伊勢田哲治（京都大学）

日本における動物の福祉への配慮の取り組みは常に欧米からの外圧に答える形で、いわば受動的に進んできたように見える。動物実験に対する規制も同様のパターンをとってきた。このように後追いにまわらざるをえなくなる一つの理由は、日本の文化において動物福祉のとりくみの背後にある思想が非常に異質だからではないだろうか。発表者の分析では、欧米における動物福祉を理解するためには動物の権利論との対抗関係を視野に入れる必要があり、そして動物の権利論は「種差別」の概念を通して過去の人権運動から訴求力を得ている。倫理学においても、動物の権利論への反論は非常に難しいことが判明し、動物への配慮が何らかの形で求められるようになっている。

しかし、日本文化の文脈でも「腑に落ちる」動物福祉の理論を構築することで、単なる欧米の後追いでない動物福祉の取り組みを日本から発信していくことができるのではないだろうか。その手がかりとして注目されるのが「動物供養」や「動物慰霊」という営みである。日本では学術機関も含めて広く行われている動物供養であるが、諸外国ではあまり行われていない。日本において人間と動物の関係が供養を軸としていることをきちんと考察していくならば、日本からの人間と動物の関係についての発信は可能かもしれない。

ただし、日本的な動物倫理を構築しても、それが欧米の観点から受け入れ不可能であったり、まじめにうけとってもらえないような水準のものであったりしたなら、そうした役割は果たせない。本稿では、動物供養の基礎にある考え方を「犠牲にするものとされるものの間の関係から発生する責任」ととらえ、これを一種の关系的倫理として倫理学の中に位置づける。

なお、本稿ではそれぞれの話題についてつまみ食いのような形でしか紹介することができない。最後の「供養の倫理」をめぐる論点以外は拙著『動物からの倫理学入門』（伊勢田 2008）でより体系的に紹介しているので、興味を持たれた方はそちらを参照されたい。

1 動物福祉・動物の権利運動・動物解放論

動物についての倫理的考え方を理解する上では、外からは区別が分かりにくい動物福祉、動物の権利運動、動物解放論の3つの概念の違いを知っておく必要がある。

まず、動物福祉(animal welfare)とは、1950年代に提唱された「3つのR」や1960年代から1970年代にかけて形成された「5つの自由」などを中心とした動物の待遇改善の運動である。動物実験を行う研究者や畜産業関係者などを中心に進められてきた。

次に動物の権利運動(animal rights movement)がある。これは動物への人道的扱いをラディカルに求める運動である。この運動は、人間が動物を利用して現在の現状から出発するのではなく、そもそも人間と生物学的種が異なるというだけで他の動物に何の権利も認めないというのは「種差別」(speciesism)だ、という認識から出発する。この出発点から、動物の権利運動では、動物実験（とりわけ化粧品などの嗜好品のための動物実験）や集約的畜産業（いわゆる「工場畜産」factory farming）については全廃かそれに近い措置を求め、スポーツハンティング、毛皮の使用などに対しても非人道的であるとして厳しく非難する。

最後に、動物解放論(animal liberation)はピーター・シンガーやトム・レーガンといった哲学者が行っている、動物の権利運動の理論的根拠となる哲学的な考察である。ただし、おなじ「動物解放」という言葉を使っている、過激な動物の権利運動団体である「動物解放戦線」(Animal Liberation Front, ALF)の主張とは区別する必要がある。動物の権利運動はシンガーの『動物の解放』などの著作を出発点としてはじまった。種差別という言葉を作ったのはリチャード・ライダーという動物愛護活動家だが、この言葉を広め、動物について考える上での基礎概念の一つとしたのは、ライダーらが共著した本についてのシンガーの書評だった。近年では、人間と動物の関係はいかにあるべきかということ論じる領域は「動物倫理学」(animal ethics)と呼ばれることが増えてきたが、動物解放論はその中の主要な立場の一つである。

動物解放論がどのような議論をしているか、簡単に見ておこう。動物解放論の議論は、幸福を増やすような行為はよい行為であるとか、われわれは他者に危害を加えてはならないという義務（危害原理と呼ばれる）などから出発する

(これらは、以下で見るように、倫理学において道德の基本的な原理とみなされているものである)。そして、生物学的な事実として、動物もまた快楽や苦痛を感じ、したがって危害を被ることがありうる。動物だからというだけの理由で幸福や利害に配慮しないでもいい、というのは、黒人だからというだけで配慮しないでもいいというのが人種差別であるのと同じように、種差別だということになる(これについてはさらにあとで補足する)。種差別を避けるには、道德的に正当化可能な根拠なしに人間と動物を別扱いするのはやめるしかない。

ただ、人間以外の動物の持つ利害がホモ・サピエンスとまったく同じとは限らない。たとえばシンガーは死という概念を持たない生物にとっては「死なない」という利害は成立せず、したがってそういう生物を殺すこと自体は危害とならないと論じる(シンガー 1999)。しかし、仮に生命を奪うこと自体が危害とならないとしても、現在の動物の利用法の多くが動物に苦痛を与え、不幸にし、危害を加えている。

この認識にもとづいて、これらの哲学者たちは、自ら動物実験や工場畜産などの具体例に踏み込んで、立場表明をしてきた。その主張内容は、哲学的立場によって若干の差はあれ、動物の権利運動の主張と近いものだった。

動物福祉と動物の権利運動は別個の動きではあるが、1980年代以降の動物福祉の強化の動きは動物の権利運動抜きには理解できない。動物の権利運動は実験動物や畜産動物の置かれているみじめな境遇を(ときには隠し撮りなどの手段を使って)世間に公表し、動物実験廃止や工場畜産廃止の運動を盛り上げてきた。これに対抗し、動物実験や工場畜産という営みへの世論の支持を維持するためには、動物実験を行う研究者や畜産業の関係者たちは、「別に動物実験や工場畜産を廃止せずとも、きちんと規制をかけることで動物の苦痛は減らすことができる」ということを示す必要があった。これが1980年代以降に動物福祉の取り組みが急速に進んだ一つの理由だと考えられる。そうした因果関係を証明するのはもちろん難しいが、たとえば3つのRという概念が1950年代に提案されていたながら1970年代までほとんど言及されておらず、動物の権利運動が盛んになった1980年代に急速に広まったことは一つの傍証となるだろう。

2 動物解放論の背景となる倫理学の基礎

動物の権利運動がなぜそれだけ強い影響力を持つか理解するには、それを支える論理としての動物解放論についての理解が不可欠である。これはとりわけ日本において重要だと思われる。というのも、前節で紹介したような動物解放論の議論の組み立てには、多くの日本人が違和感を抱いているようだからである（統計をとったわけではないので、あくまで印象論ではあるが）。そして、そうした違和感があるとするなら、違和感の源を理解するには、動物解放論の背景となる倫理学について知るのが一つの方法である。

倫理学と一口にいても内容はさまざまだが、ここで紹介するのはイギリスやアメリカで特に 20 世紀に発達してきた英米倫理学である。シンガーもレーガンもこの分野の専門家であり、この分野の考え方を背景に立論しているからである。

英米倫理学を特徴づけるのは、言語分析や概念分析という道具を使い、できるだけ明晰に議論を行うという志向性を持つ点である。英米の倫理学においてもカントやアリストテレスといった他の国の大哲学者の主張は参照されるが、それらはあくまで英米流に消化された形で取り込まれている。以下、本稿では英米の倫理学に話を限るので、特に断らないかぎり「倫理学」といえば英米倫理学を指す。

倫理学はさらにいくつかの問題領域に区別される。よく使われる区別として、「規範倫理学」と「メタ倫理学」という区別がある。規範倫理学とは「われわれは何をなすべきか」という、正しい規範についてストレートに問う営みである。メタ倫理学とは、一歩引いて、「そもそも「善い」とか「べき」とかそういう判断をするとき、我々は一体何をしているのだろうか」と考える分野である。これだけでは分かりにくいので少し比喻を使って解説する。道を歩いていて、外国人に話しかけられたとしよう。相手の言葉はよく分からなかったが、どうやら駅に行きたいらしい。自分も駅がどこにあるか知らなかったのでいろいろ調べて「たぶんあっちだよ」と教えてあげた、とする。このとき、わたしは二段階のタスクをこなしている。最初が相手がそもそも何を質問しているかをはっきりさせるというタスク、次がその質問に対する答えを探すというタスクである。倫理学は、この駅を探す外国人の質問のようなものとして道徳的な問いをとらえている。まず「善い」や「べき」をつかった質問がどういう質問なの

かはっきりさせるというタスクがあり（これがメタ倫理学）、次にその質問への答えを探すというタスクがある（これが規範倫理学）わけである。

駅の場所であれば調べれば大体一つの答えが見えてくるが、「われわれは何をすべきか」という問いについて倫理学者たちが論じてきた結果は、一つの答えには収束していない。どうやら、われわれが「倫理」や「道德」と呼んでいるものは、お互いに対立するような性質を持ついくつかの考え方の集まりのようなのである。そのため、規範倫理学では、倫理や道德の異なる側面に注目するいくつかの基礎理論が対立しつづける状況が続いている。代表的な対立としては、行為の評価の根拠（どこに着目してある行為をいいとか悪いとか言うのか）についての帰結主義、義務論、徳倫理学の対立である。

帰結主義によれば、行為の評価の根拠はその行為の結果である。シンガーのような「幸福」を重視し、幸福を増進するかどうかで行為の善し悪しを判断する立場は帰結主義の一種の「功利主義」である。義務論によれば、行為の評価の根拠はその行為の内容であり、どんな結果を生むかは二の次である。レーガンは「生の主体」と呼ばれるカテゴリーの存在（ここで詳しく説明するスペースはないが、信念や欲求や記憶や性格を持つ存在で、哺乳動物ならだいたいこの条件を満たす）を尊重する義務を理論の基礎においており、これは義務論に属する。徳倫理学は、行為の評価の根拠はその行為がどのような性格や動機を持つ人によってなされたかで行為を評価する。徳は文化差が大きく、ギリシャ哲学では四元徳（勇氣、知恵、節制、正義）、儒教では五常（仁、義、礼、智、信）などがリストアップされる。徳倫理学に基づく動物倫理も存在するが、動物の権利運動の成立にはほとんど関わっていないので今回は紹介しない。

もう一つ、本稿のあとの方の議論とのかかわりでここで言及しておきたいのが、責任の根拠からの分類、つまりわれわれが道徳的に行為する責任はどこから発生しているか、ということについての分類である。実は英米のほとんどの倫理学理論は「普遍的倫理」ないし「客観的倫理」に分類される。すなわち「幸福」や「生の主体」が普遍的な価値や客観的価値を持つと考え、それが責任の根拠になるという立場である。帰結主義、義務論、また、「博愛」など他人に向かう徳を重視する徳倫理学などがこれに含まれる。他方、自分自身に対する責任こそが倫理の根拠だ、という「自己志向的倫理」の考え方もある。倫理学で

は少数派だが、自分の能力を開発し発揮することに価値がある、というようなタイプの徳倫理学（ニーチェの考え方がこれに近い）はこれに分類される。最後に、特定の相手に対して、相手との関係を根拠として責任が発生するのだという「関係的倫理」という考え方もある。これを基本原理に据えるのがケアの倫理とよばれる考え方で、親が子に対して持つ責任のように、相手が自分に頼らざるをえないということ自体が責任の根拠になると考える。

これらさまざまな規範倫理学上の立場が対立するためには、これらは同じことについての主張でなくてはならない。先程の比喻を使うなら、駅に向かうルートは分かれ道を左だ、という人と駅に向かうルートは分かれ道を右だ、という人は対立するが、駅に向かうルートは左だ、という人と市役所に行くルートは右だ、という人では言っていることは矛盾しない。矛盾しないのに、お互いに違う行き先の話をしていることに気づかずに「右だよ」「いや、左だ」と論争していたらそれは滑稽である。行き先についての論争ならこういう行き違いは比較的簡単に気づくが、抽象的な概念の場合はお互い違うものの話をしていることに気づかずにいることがしばしば起きるので注意が必要である。そもそも倫理とは何かというメタ倫理学が必要になるのはこのせいである。

実はメタ倫理学という分野もいろいろな立場があって、規範倫理学以上に多様である。しかし、ここではそのさまざまな立場の多くが認める道徳的判断の特徴の一つに注目する。それは「普遍化可能性」と呼ばれる考え方である。普遍化可能性とは、ある場面である倫理判断を下したなら、それと道徳的に重要な点で変わらないあらゆる場面で同じ判断にコミットすることになる、という考え方である。もう少し平たい言葉で言うなら、いわゆるダブルスタンダードは道徳的判断については許されない、ということである。

普遍化可能性という考えがどう適用されるか、いくつか事例を見てみよう。たとえば、ある野党の政治家が「首相たるもの失言をしたら退陣するべきだ」と主張して与党を批判していたとしよう。この政治家がのちに選挙で与党となつて、自分の党から首相が出て、その首相が同様の失言をしたとしよう。この政治家は自分の党の首相に対しても同様に「退陣するべきだ」と主張しなければ筋が通らない。「いや、うちの首相は退陣しなくてもいい」と前言を翻すなら、それはダブスタであり、この政治家の発言はそもそも道徳判断ではなかったと

言わざるをえない。あるいは、「人間は知性が高いから、知性の劣った動物を好きに扱ってよい」と言って動物の利用を正当化したとしよう。これは、「知性が高い存在は知性の劣った存在を好きに扱っていい」という判断を暗黙の前提にしている。ダブスタをしないということは、自分が「知性の劣った動物」の立場に立ったとしても同じ判断をするということである。

「普遍化可能性」はいわゆる「普遍性」とは違うので注意が必要である。だれもが同じ判断を下すという意味ではなく、自分の判断にはあらゆる場面で責任を持つことが求められるという趣旨である。だから、さきほどの分類でいう自己志向的倫理や関係的倫理でも普遍化可能な判断を下すことはありうる。「わたしはあなたと特別な関係があるからあなたを守り育てる責任がある」という判断を下した人が別の相手に対して「わたしは君とは特別な関係にないから別に君に対する責任はない」という判断をしても別にダブスタにはなっていない。

3 倫理学から動物解放論へ

シンガーやレーガンの動物解放論は、前節で紹介したような倫理学の考え方を深く反映している。シンガーの立場を例に考えよう（もう一人の代表者であるレーガンについては前掲『動物からの倫理学入門』を参照されたい）。

シンガーの倫理学の基本となる原理は「利害に対する平等な配慮の原理」と呼ばれるが、これは功利主義の一種（したがって帰結主義の一種）である。また、シンガーは「利害」の主観説をとり、「願いが叶う」ことを利益、「叶わない」ことを不利益ととらえている（倫理学の用語では「選好充足」と呼ばれる）。このあたりも帰結主義の倫理学の基礎的な議論がそのまま援用されている。動物の「願い」もそれが単に動物のものだという理由で無視するのは「平等な配慮の原理」に反する。

他方、「願い」をそもそも持たないものは利益・不利益も持たない。ここから、シンガーの興味深い議論である、「多くの動物については、命を奪うこと自体は危害とはならない」という主張が出て来る。ある生物が本質的に持ち得ない「願い」に対応する利害はない。多くの動物は「自己」や「未来」の概念を持たないので、「生存」という概念を理解せず、「生存したい」という願いももちえない。だから彼らは生存することへの利害を持ち得ない。

シンガーの立場の特徴は、「行為のよしあしはそれがどのくらい人々の願いを叶えるかで決まる」という非常に抽象度の高い倫理学の理論を、できるだけ余計な手を加えずにそのまま動物を殺すことの是非という非常に具体的な問題にあてはめていることである。手を加えないことで、恣意的な要素が減り、結果として、もとの抽象的な理論の説得力がそのまま具体的な議論の説得力につながっている。

普遍化可能性という考え方は、すでに紹介したように人間の動物への態度を考える上でも十分適用可能であり、実際にシンガー、レーガンをはじめとする動物解放論の議論の中で繰り返し用いられている。一般に、人間に対してしてはならないことは、なんらかの根拠を示せないかぎり、他の動物に対してしてもはならない。もちろん、そこで持ち出される根拠自体、われわれが道徳的に妥当だと認めるものでなくてはならない。これはまさに種差別を批判する考え方であり、種差別の議論は普遍化可能性という性質の直接的な適用例となっている。

種差別批判に反論しようとする、この点はさらに明確になる。たとえば、人間には他の動物にはない能力があるから、それを根拠に別扱いするのは種差別ではないのではないかと、というのは誰しもが思いつくことだろう。たとえば言葉を話すことができない存在は配慮しなくていいはずだ、とか、倫理というのも約束事的一种なのだから、約束を理解する能力を持たない存在に対しては、倫理的な責任は発生しないとか、そういった議論がありうる。しかし、こういう議論で持ち出される能力はどれをとっても、ある種の動物（たとえばイヌ）と同程度か、それ以下しか持たないというヒトの個体が存在する（乳児、認知症患者、精神障害者 etc.）。そうした人たちは総称して「限界事例」(marginal cases)と呼ばれる。その人たちが配慮の対象になるのに動物は配慮の対象にならないというのはダブスタである。

また人種は生物学的に根拠がないのに対し、生物学的種は明確に存在するから、人種差別と種差別は同列には扱えない、という路線で種差別批判に反論する人がいるかもしれない。これはホモ・サピエンスと他の生物種とのゲノムの違いが、道徳的な扱いを変える根拠になりうるという主張だと理解できる。しかし、遺伝的な差をそういう場面で使っていいという考え方は、人間どうし

の間では遺伝子差別につながりうる。人種差別も、生まれつきの肌の色を決めるような遺伝子に着目した別扱い、として正当化されてしまいかねない。それでもなお、人間同士については生まれ持った遺伝子や肌の色の遺伝子で差別するのはいけない、と主張するなら、遺伝的差異というものの扱いが、人間同士の場合と人間対動物の場合とでダブスタになってしまっている疑いがある。

もう一つだけ見ておこう。現状人間は動物を利用して生きており、動物解放論はまったくその現状にあっていない。これに対し、女性差別や人種差別は現状やってはならないことになっている。したがって、机上の空論ではなく、現実 に即して何をするべきか考えるべきだ。このような現実主義的な反応もあるだろう。この現実主義的な反応は、大変立派なことを言っているように見えるが、ほんの200年も遡れば、奴隷農場主が奴隷解放論に対して同じように「現実主義的」な答えをしていただろうし、同じころに女性解放論についても同じようなやりとりがありえただろう。もし、当時の「現実主義者」たちに対して、奴隷制や女性差別を現にやっているということはまったく奴隷制や女性差別を正当化することにならない、と答えるなら、現在の現実主義者に対しても同じ答えをしなければダブスタとなる。

以上のような応酬から見えるのは、動物解放論は、普遍的な価値にもとづいて筋を通して考えるという倫理的思考のプロセスの模範的な例だということである。「限界事例の人々もふくめてあらゆる人が危害を被らないなどの基本的権利を持つ」という考え方と、普遍化可能性（つまりダブスタの禁止）などの倫理学で合意された前提を組み合わせると、ほとんど不可避免的に動物にも危害を被らない権利に類するものを認めざるをえなくなるのである。

4 日本人に腑に落ちる動物倫理とは

筆者は、以上のような動物解放論の議論とその背景となる倫理的な考え方を講演や講義などさまざまな場所で紹介してきた。そこから一つ感じてきたのは、欧米において非常な説得力をもって受け止められてきた動物解放論の議論が、日本の聴衆にはほとんどピンとこないようだということである。これは筆者の講演者としての力不足もあるだろうが、それよりも深いところで、倫理学的な考え方は、日本人の多くが持っている倫理観と、非常に基本的なところで異

なる前提に依拠している可能性がある。

まず、よく言われるのは、功利主義や義務論といった規範倫理学の理論が日本人にはなじみがないということである。確かに、たとえば義務論で出てくるような絶対的な権利や義務という考え方は日本には近代になって入ってきたものであり、いまだによそよそしさがあるということは十分考えられる。ただし、現代の民主社会の基礎となっている「基本的人権」という理念は、まさにこの絶対的な権利の一種であり、西洋的な規範倫理学など認めない、という人は、民主主義社会の基礎そのものを掘り崩してしまう可能性がある。

判断の整合性や普遍化可能性を重視する点も違和感の原因になりうる。日本人はもしかしたら、そもそも道徳や倫理についての判断がなんらかの整合性や合理性を持たなくてはならない、という前提を受け入れていないのかもしれない。もちろん、人間についての判断と動物についての判断が整合的でなくてはならないという前提を否定するなら、もちろん動物解放論を相手にする必要はなくなる。しかし整合性は合理的な思考と深く結びついている。普遍化可能性は、道徳問題について筋道を立てて考える上での数少ない手がかりの一つである。日本人がこれらの要請を拒否するなら、欧米人からは日本人はそもそも合理的に議論できない野蛮な民族だとみなされることになるだろう。

民主主義を放棄するのも欧米人から野蛮人扱いされるのもいやだ、でも功利主義も義務論も普遍化可能性もピンとこないし、だから動物解放論はさっぱり説得力が感じられない。こんなふうに思う人もいるかもしれない。そういう人にできることはあるだろうか。よく分からないものをだまって受け入れるしかないのだろうか。

ここで筆者が提案したいのは、われわれ自身にとっても「腑に落ちる」と同時に欧米人にも尊重したいという気持ちを起こさせるような動物倫理を日本から提案し、それを基礎にすえつつ動物福祉の取り組みを行うという方向性である。現在、さまざまなマイノリティの文化や価値観を尊重する「多元文化主義」の考え方が欧米で重視されるようになっている。きちんと発信するならば、日本的な動物倫理が建設的な形で欧米の動物倫理に取り入れられることもあるだろう。それは、日本人にとっても欧米人にとっても、そして何より動物たち自身にとってもより好ましい結果につながるだろう。

日本的な動物倫理と一口にいても、日本人の動物観は多様な要素が渾然一体となって成立しており、一概にどんなものかというのは難しい。宗教でいえば、仏教と神道の混合が日本人の動物観や自然観の基層をなしていると思われるが、この二つの宗教はもともと動物や自然についてかなり異なった態度を持っている。神道の影響をうけて日本独自に発達したと考えられるのが「悉有仏性論」である。これは人間以外の動物から植物、はては山や川といった無生物にいたるまで仏となる性質を持つ、つまり一種の魂を持つという考え方である。

「動物愛護」という言葉は西洋流の動物愛護運動が日本に入ってきたときに作られた言葉だが、ここでも少し日本的なひねりが加えられている。「動物愛護」にあたる欧米語の言葉には、「愛」という情操的な要素は含まれていない。たとえばイギリスでは「動物虐待防止」(prevention of cruelty to animals)や「人道的扱い」(humane treatment)が伝統的に動物愛護を指す言葉として使われてきたが、実際に我々が動物に対して何をするかという行動にもつばら着目した表現である。日本でも最初の動物愛護団体は「動物虐待防止会」と名付けられたが、ほどなくして「動物愛護会」と改名された。この改名は、動物の待遇改善を主目的とする欧米の伝統的運動と、動物を愛し護る心を涵養するという情操教育を主目的とする日本の伝統的運動の差を表しているように思われる。

日本的な動物倫理を象徴するもう一つの特徴が動物供養・動物慰霊という風習である(伊勢田 2011)。これは日本以外ではほとんど行われていないのに対し、日本では動物を産業的に利用する多くの業種で広く行われている。とりわけ、動物実験機関が必ずと言っていいほど動物供養・動物慰霊祭などの行事を行っていることは注目に値する(西川・森下 2011a, 西川・森下 2011b, Nishikawa and Morishita 2012)。本来宗教的な行事であるはずの供養や慰霊祭が、迷信や宗教とは距離をおくはずの科学研究の場で行われている。さらに言えば、国立大学や国立研究機関でも動物供養・動物慰霊は広く行われているのだが、公的機関が宗教行事を行うということには抵抗があるのが普通だろう。もっと興味深いのは、キリスト教系の大学での動物慰霊である。動物は靈魂をもたないというキリスト教の教理から考えると動物に対する礼拝は異端になる可能性もあるのだが、名古屋学院大学では「実験動物感謝記念礼拝」を行っているという(大宮 2012)。さまざまな不利な条件をのりこえてこれだけ動物供養・動物慰

霊が普及しているということは、日本人と動物の関係にかなり深く根ざした行事なのだと推測される。

実は日本人が供養するのは動物ばかりではない。草木供養、針供養、人形供養など、植物から道具にいたるまで、多様なものが供養される（これは悉有仏性論から考えても自然である）。供養される対象に共通するのは、人間による利用と関わって命を失った、ないし（針や人形の場合は）廃棄された、という「人間との関わりにおける犠牲」である。関わりを基礎に置くという意味で、これらの供養の営みは第二節で分類した中でいう「関係的倫理」に分類できそうである。

動物供養・動物慰霊は多面的な意味を持つ。秋田大学では動物実験慰霊式の式辞を公開しているが、その基調となるのは「感謝」と「敬意」である。平成26年の慰霊式では以下のように述べられている。「これまでの医学生物学の発展には、数多くの実験動物の犠牲の上に成し遂げられたものであり、常に哀悼と敬意の念を忘れることがあってはなりません。」「本学における医学研究のために尊い命を捧げ犠牲となられた多くの実験動物に対し、謹んで感謝と敬意の念を表し、我々の健康や福祉が動物たちの命のうえに成り立っている事実を再認識して研究に従事していくことを誓い、慰霊の言葉といたします。」¹ これは日本の動物実験を行う研究者が動物に対して持つ倫理観や態度のある側面を端的にあらわしているように思われる。

実験動物への感謝と敬意の念は動物福祉にもつながる。同じ秋田大学の慰霊式の式辞では以下のようなことも述べられている。「近年では、分子細胞学的研究手法の発展により、細胞のみの使用によって目的とする研究成果を上げることが可能になり、研究が進んでおりますが、それでもヒトへの応用を考えると、命ある動物個体を用いての検証が必要になります。そこで我々は無駄な動物使用数の削減、代替法の利用に基づいた適正な実験計画を練り、動物の健康管理、ストレス・苦痛軽減の実施に尚一層努め、実験に携るすべての者が、命を大切に思い、取り扱う心構えで、研究に真摯に取り組み、社会に貢献できる成果を

1

<http://www.med.akita-u.ac.jp/~doubutu/Default/ireisai/ireisiki26/ireisiki.html>

発信し、還元することが使命であると考えます。」つまり、実験で犠牲となる動物に感謝と敬意の念を持つならば、それは自然に無駄な実験や無用な苦痛を差し控える方向へ向い、3つのRの実践につながるというわけである。さらには、「犠牲を無駄にしない」という考え方は、犠牲に基づく研究をきちんと形にし公表するという倫理にもつながる。これは欧米の動物福祉にはあまり見られない発想である。日本的な動物倫理の手がかりの一つはこのあたりにあるように思われる。

他方、ある調査によれば、動物実験に従事する研究者・学生の7割が「動物実験に罪悪感・抵抗感がある」と答え、そのうち41%がその感情を「供養」という形で処理していると答えている（依田ら 1999）。こうした面をとらえて、産業動物の動物供養を「免罪符」と批判する論者もいる。「短絡を承知で言ってしまうと、こうした供養が現代日本で果たしている機能は、個人の私的活動を全面的に解放するための心理的・文化的装置であり、ひいてはそれが資本主義的企業経営の全面解放を保証する心理的・文化的装置としても流用されているということではないか」（中村 2001, p.242）。つまり、動物供養が動物福祉にとりくまないことの代償行為となってしまうてはいないか、というわけである。動物供養という儀式が、動物福祉へ向かう面と、逆に動物福祉の取り組みを消極的にしてしまう面と、両方を持つことは意識にとどめておくべきだろう。

5 比肩性を持つ「動物供養の倫理」のために

日本の動物観や動物倫理を言語化して発信するのは、欧米の動物福祉の単なる押しつけを脱する第一歩となるだろう。しかし、多元文化主義の下で尊重されるような価値観とみなしてもらえるためには、いくつかの条件を満たさなくてはならないだろう。たとえばISのような残虐な刑罰をよしとする「文化」やボコ・ハラムのように女子教育を誘拐等の手段を使って妨害するような「文化」は、多元文化主義の下でもとうてい尊重すべき文化とはみなされないだろう。

筆者は異質であっても尊重される倫理の持つべき性質として、「比肩性」というものを考えることができるのではないかと考えている。あるマイノリティ文化の規範が主流文化と「比肩する」ための条件として、若干天下り的であるが以下のようなことが考えられるのではないだろうか。

(1) 人権など、文化依存性の低い基本的な利害は尊重される構造になっていること

(2) 他の文化における重要な利害と調停可能であること

(3) その文化にとって非常に重要な価値観であること

(4) 単にその文化の支配的グループにとって都合のいいだけの規範になっていないこと

(5) 理論化、洗練が行われていること

たとえば、女子教育を否定する「文化」は、(1) や (4) の観点から認められないだろうし、ただの思いつきのようなものは (3) や (5) の観点から認められないだろう。欧米の主要な価値と対立するもの ((2) の条件を満たさないもの) が価値観として認めてもらいにくいのは言うまでもない。

では、動物倫理としてみたときの「動物供養」はどうだろうか。(1) と (2) については、動物福祉を動物の基本的利害と見なすのか、欧米文化の特別な価値観と見なすのかで判断が分かれるが、いずれにせよ供養し感謝を示せばどんな利用をしてもよい、というのは (1) ないしは (2) に反するのは確かだろう。他方、(3) については、動物を扱うさまざまな業種にわたってこれだけ浸透し、宗教性が薄いと思われる動物実験機関にまでおよんでいる動物供養・動物慰霊という慣習はかなりわれわれの価値観の基層と結びついていると言っているだろう。(4) についても、動物が日本文化の虐げられたメンバーと見るかどうかで判断が分かれるだろう。しかし、動物供養が単に罪悪感を解消する装置になっているとしたら、結局動物供養の考え方は人間にとって都合のいいだけのものになっているとみなされる可能性は十分にある。以上のような点も含め、まだ動物供養・動物慰霊に基づく動物倫理の考え方はきちんと整理・洗練されているとはいえず、(5) の条件も満たされない。

したがって、日本からの動物倫理の発信を行うために次に行わなければならない作業は、(1) (2) (4) などの条件をできるだけクリアするような形で、われわれが感じていることを洗練し、理論化していくことではないかと思われる。以下、その端緒となるような考察を若干行って本稿を閉じたい。

動物供養をめぐる感謝や敬意の気持ちにつきまとう一つの概念的な問題として、はたして動物実験に供せられた動物に対して「感謝」したり「敬意」をはらったりするというのは、「感謝」や「敬意」という言葉の意味からして適当だろうか、という問題がある。これはたとえば、スーザン・イリフが紹介するゲルフ大学の動物メモリアルサービス（これは海外において動物供養に類する行事が行われている珍しい例の一つである）の言葉で指摘されている(Illif 2002)。感謝というのは通常自発的に何かをしてくれた相手に対して感じるものである。「雨に感謝する」といった用例はなくはないが、それでもこちらから相手を犠牲にした場合には「感謝」という表現は不適切である。たとえば、強盗が被害者に「感謝」するのは変である。そこで、ゲルフ大学のメモリアルサービスでは、自分が犠牲にせざるをえなかった相手に対して感じる感謝に似た気持ちをとりあえず「有り難さ」(gratefulness)と呼び分けている。

秋田大学の「慰霊の言葉」に見られるように、有り難さの気持ちを突き詰めるなら、相手の犠牲を無駄にせず、きちんと研究に生かすなど、さまざまな形でわれわれの行動につながる。その気持ちをつきつめれば、無駄な犠牲を求めない、3つのRの考え方にもつながるはずである。この考え方をつきつめていくなれば、先にあげた(1)(2)(4)などの要請は、単なる欧米の価値観への妥協としてではなく、われわれに腑に落ちる、内発的なものとして、自然に解決していくことになるだろう。

「供養の倫理」を倫理学の言葉でもう少し理論化するならば、これはすでに触れたように関係的倫理の一種である。倫理学の主流は普遍的倫理だが、これもすでに紹介したように、「ケアの倫理」という、関係的倫理の立場も存在する。これは、ケアするものとされるものの関係に立つことでケアの責任が発生するという考え方である。供養の倫理の場合は、自らのために犠牲をはらってもらった（相手の意図にかかわらず）ことで犠牲に報いる責任が発生する。ケアの倫理においては愛情が人を動かすのに対し、供養の倫理の場合は「有り難さの気持ち」が人を動かす。

供養の考え方をこのように位置づけるメリットは、欧米の主流の価値観との距離が測りやすくなり、お互いの違いが明確になることである。また、理論化・抽象化することで(5)の条件も満たされるだろう。

さらには、同じ構造の「ケアの倫理」が、たとえば人権思想とどのような関わりを持ってきたかを調べることで、供養の倫理がたとえば動物の権利運動とどのように関わればいいのかも出てくるだろう。ケアの倫理についても指摘されていることだが、関係的倫理は「だれもが持つ人権」という概念と折り合いが悪い。つまり、相手との関係にかかわらず相手の人権は尊重しなくてはならないはずが、ケアの倫理では自分と関係ない相手はどうでもいいことになってしまう。動物についての関係的倫理も同じ問題をかかえる。ケアの倫理は、ケアの対象を直接関係のない人まで拡張したり(つまり関係的倫理から普遍的倫理へと衣替えしたり)、通常の人権思想とケアの倫理の併用を考えたりするなど、いろいろな工夫をして折り合いをつけてきている。同じような工夫が、これから供養の倫理を洗練していく際にも役立つことだろう。

ただ、以上のような考察を進めていく上で、筆者には気になることがある。それは、実際に動物実験に携わる方たちが、欧米流の動物福祉の規制を一方的に受け入れさせられ、後追いをさせられているという現状を問題と感じているかどうかということである。だれも問題と感じていないなら、本稿のような考察は無駄となるだろう。さらには、その対案として「有り難さの気持ち」に基づく責任という考え方は、現場の方たちにとって「腑に落ちる」ものなのか、それとも、実験動物供養は所詮罪悪感を処理するだけのものだと感じているのか、といったことも気になる。もしこういう点で問題意識が共有されていないのであれば、供養の倫理について考察を進めるのは意味がないことになるだろう。この点について、ぜひ、動物実験の現場にいる方たちからの情報発信、フィードバックをいただけると大変ありがたい。

文献

和文

伊勢田哲治(2008)『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会

伊勢田哲治(2011)「動物実験の倫理---権利・福祉・供養---」一ノ瀬正樹、新島典子編『ヒトと動物の死生学-犬や猫との共生、そして動物倫理』東京大学大学院人文社会系研究科 107-130 ページ

大宮有博(2012)「名古屋学院大学における実験動物感謝記念礼拝の取り組み

—私たちのいのちの源に目をむける礼拝の神学的考察（1）—」名古屋学院大学
論集 社会科学篇第 49 巻 第 2 号 67-75 ページ

ピーター・シンガー(1999)『実践の倫理 新版』山内友三郎ほか訳(原著は
Practical Ethics, second edition, 1993) 昭和堂

中村生雄(2001)『祭祀と供犠—日本人の自然観・動物観』宝蔵館

西川哲、森下直貴 (2011a) 「実験動物の慰霊祭について考える ～アンケート
の結果から～」『静岡実験動物研究会会報』37(1)別冊 2-6 ページ

西川哲、森下直貴 (2011b) 「実験動物慰霊祭参列者の意識調査：アンケート
の結果から」『実験動物技術』46(2)67-72

依田健太郎・松尾しのぶ (1999) 「動物実験の倫理に関する調査研究」『東海
大学紀要 開発工学部』9 pp. 265-274.

欧文

Illif, S. A. (2002) “An additional “R”: remembering the animals.” ILAR Journal 43(1), pp.
38-47.

Nishikawa, T. Morishita N. (2012) “Current status of memorial services
for laboratory animals in Japan: A Questionnaire survey” *Experimental
Animals* 61(2) 177-181.